

(仮称) 青森市子ども総合計画 (素案) に対して提出されたご意見と市の考え方

○児童福祉専門分科会委員からのご意見 (提出者 2 名、ご意見 16 件)

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
1	タイトル	-	タイトルが「子ども総合計画」となっているが、この「総合」とはどういう意味か？	本計画は、児童福祉や保健などの福祉分野だけでなく、教育や青少年の健全育成、生涯学習、労働環境、まちづくりなど広い分野を包括した子どもにとっての総合的な計画であることを表したものです。	-
2	第 1 部 総論 第 1 章 計画の基本的事項 2 計画の位置づけ	4	<p>計画の位置づけとして、「(仮称) 青森市地域福祉計画や青森市障がい者計画などとの整合性を図る」としているが、これらの計画とこの計画は、同列の関係にあるのかそれとも「子ども総合計画」が上位にあるのか？</p> <p>各計画の「子ども」に関わる部分を、子どもの総合計画の中に、そのまま「入れ子」にして取り込んでいるのか、それとも各計画の記述を参考にして「子ども総合計画」として新たに記述しているのか？ そのへんをもう少し説明して欲しい。</p> <p>他の計画の記述を「そのまま取り込んでいる」のであれば、その箇所を明示するべきではないか。つまり、他の計画とは重ならない「子ども総合計画」オリジナルの部分についてその旨明示して欲しい。</p> <p>教育に関しては、青森市教育振興基本計画があると思うが、計画の位置づけに例示されていない。この計画との関係はどうなっているのか？</p> <p>「第 3 章」は、青森市教育振興基本計画の一部をそのまま「入れ子」にして引用しているのか？</p> <p>75 頁から 78 頁の記述も、青森市障がい者計画の一部をそのまま「入れ子」にして引用しているのではないのでしょうか？</p>	<p>「(仮称) 青森市地域福祉計画」や「(仮称) 青森市障がい者計画」などと同じく、「青森市新総合計画－元気都市あおり市民ビジョン－後期基本計画」の分野別計画の位置づけです。</p> <p>子どもに関する総合的な計画であることから、内容については他の計画と重複する場合があります。</p> <p>他の計画との関係がわかりやすいよう、図を追加しました。</p>	反映

【反映状況の定義】

「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子ども総合計画 (素案) に対して提出されたご意見と市の考え方

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
3	第1部 総論 第1章 計画の基本的事項 2 計画の位置づけ	4	<p>青森市子どもの権利条例・第15条に定める「子どもの権利の保障に関する行動計画」(以下「子どもの権利保障行動計画」または「行動計画」と略す)が総合計画とどう関連し位置づけられるかについて触れられていません。</p> <p>対応策として以下のA~Cが考えられます。</p> <p>A 子ども総合計画とは別に、今後子どもの権利保障行動計画を策定することとし、その旨を総合計画冒頭(「総論」第1章「1 計画策定の目的」の末尾?)に明記する(平成26年度時点ではそのような方針が示されていた)。</p> <p>B 子ども総合計画の「第2部 各論」の一部に行動計画を位置付け、追加的に盛り込む。ただし、具体的内容はAと同様、別途策定する。</p> <p>C 子ども総合計画を、子どもの権利保障行動計画を兼ねた一体のものとして位置付け、その趣旨に合わせて加筆修正する(とりわけ総合計画(素案)全般にわたって権利条例関連条項を明示する。</p>	<p>「子どもの権利の保障に関する行動計画」については、子どもの権利条例の規定により定めるものですが、その位置付けについて、各論「第1章子どもの権利が保障される環境づくり」「1子どもの権利を大切にす意識の向上」に、主な取組として下記のとおり追加します。</p> <p>(2) 子どもの権利の保障に関する行動計画の策定 《子どもの権利の保障に関する行動計画の策定》 ◆子どもにとって大切な権利の保障を図るため、「青森市子どもの権利条例」に基づき、本計画との整合を図りながら、「子どもの権利の保障に関する行動計画」を策定し検証します。</p> <p>なお、これまでの児童福祉専門分科会においては、子ども総合計画の策定に合わせて、今年度、事務局で案を策定しご審議いただくと説明しておりましたが、現時点で、案が策定できていない状況にあります。</p> <p>今後、行動計画の策定に当たっては、本計画との整合性を確保するとともに、本計画策定後、速やかに行動計画案を策定し、児童福祉専門分科会の皆様のご意見をいただきながら、平成28年6月を目途に策定したいと考えています。</p>	反映
4	第1部 総論 第1章 計画の基本的事項 4 計画の対象	5	<p>計画の対象について、「青森市内に居住する子ども(概ね18歳未満)とその子育て家庭」としているが、「概ね」はどの程度の範囲を想定しているのか。</p> <p>83頁に第4章の4として、「貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援」という項目を起こしているが、ここで支援の対象としている「子ども」の年齢の範囲はどの程度の幅を想定しているのか?</p>	<p>「青森市子どもの権利条例」における子どもの定義である「18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人」を想定しています。なお、条例の条文解説では、18歳に達していても高校在学中の生徒などは18歳未満と取扱を同じくすることが適当であるとしています。</p>	-
5	第1部 総論 第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 2 子どもと子育て環境の状況	21	<p>いじめ認知件数について確認 (文科省は、平成26年度、岩手県・宮城県などのいじめ自殺事件を契機に再調査を指示している。各自治体において2度目調査で訂正した結果増加に転じている。)</p>	<p>再調査後の数値です。</p>	-

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子ども総合計画（素案）に対して提出されたご意見と市の考え方

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
6	第1部 総論 第3章 計画の基本方向	25 26	「基本目標」と「基本方向」の概念区分がわかりにくい。 基本方向は3章の標題でもある・・・。 「基本目標」(上位) → 「重点目標」(下位) としてはどうか。	「基本理念」「基本目標」「基本方向(施策の方向)」という用語が続くことから、ご意見を踏まえ、わかりやすくするため整理しました。	反映
7	第1部 総論 第3章 計画の基本方向 2 基本方向(施策の方向)	26	基本方向に「6 計画の円滑な推進体制」を追加する。 (例)「子どもに関する個々の施策の所管は庁内複数部署にわたる反面、内容的に重複する場面が少なくないため、全庁的連携・協働体制をもって当たります。また必要に応じて外部の公的機関、民間組織、市民との連携・協力を図り円滑に実施するように努めます。」	計画の推進体制については総論に「計画の推進」として記載済みです。 また、施策の推進に当たっては、当然庁内外の連携を図りながら行っていくことになるため、あえて記載はいたしません。	記述・整理済
8	第1部 総論 第3章 計画の基本方向 2 基本方向(施策の方向)	27	「子ども総合計画の基本理念に基づき、基本目標を実現するために必要な具体的施策を体系化すると以下のようなになる。」を追加する。	ご意見を踏まえ、「前述の5つの基本方向に基づき、施策の体系を設定し、各種施策を展開します。」を追加しました。	反映
9	第2部 各論 第1章 子どもの権利が保障される環境づくり	31	章タイトル「子どもの権利が保障される環境づくり」について、計画・施策の実施主体として、子どもの権利保障そのものについて責務を負うのであり、保障が(誰かによって)行われるための「環境づくり」という間接的スタンスは消極的にうつる。「子どもの権利保障の基盤づくり」または「子どもの権利保障の条件整備」としてはどうか。	「子どもの権利」を主語とすると、権利は「保障される」ものであり、市を含めて、みんなで子どもの権利を保障していくための環境づくりを市として進めるものです。	反映困難
10	第2部 各論 第1章 子どもの権利が保障される環境づくり 2 子どもの意見表明・参加の促進	34	「・・・子どもの参加を支援する若い世代を中心とした『子どもサポーター』の育成に努めます。」とする。	ご意見のとおり修正しました。 子どもの参加を支援することのできる「子どもサポーター」の育成に努めます。 ↓ 子どもの参加を支援することのできる、若い世代を中心とした「子どもサポーター」の育成に努めます。	反映

【反映状況の定義】

「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子ども総合計画 (素案) に対して提出されたご意見と市の考え方

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
11	第2部 各論 第1章 子どもの権利が保障される環境づくり 2 子どもの意見表明・参加の促進	34	「学校においては、子どもの発達段階に応じて特別活動、特に、児童会・生徒会活動、学級活動等を活用して子どもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上を図ります。」を追加する。	ご意見どおり取組を追加しました。 《子どもの意見表明の機会の充実》 ◆学校においては、子どもの発達段階に応じて特別活動、特に、児童会・生徒会活動、学級活動等を活用して子どもの意見表明能力、コミュニケーション能力の向上を図ります。	反映
12	第2部 各論 第1章 子どもの権利が保障される環境づくり 2 子どもの意見表明・参加の促進	34	子どもの意見表明について、具体性がなく内容が乏しい。 (例) 『青森市子ども会議』のほか、子ども議会、子ども模擬選挙、子ども模擬裁判教室の実施など、地域(等?)において……具体的な方策について検討します。 「子どもが多様な場で主体的に社会体験する機会を持てるよう、子ども会など地域の異年齢活動グループ、地域の行事やボランティア活動などの育成と子どもの参加を支援します。」を追加する。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 ◆「青森市子ども会議」だけでなく、地域等において多くの子どもたちが意見表明し参加する機会を確保するための具体的な方策について検討します。 ↓ ◆「青森市子ども会議」や児童館で行われている「子どもさみっと」など、地域等において行われている子どもたちの意見表明の場に関する情報を集約するとともに広く情報発信し、子どもの参加の機会の充実に努めます。 ◆子どもが利用する施設の運営や子ども会、地域の行事、ボランティア活動など、多様な場で子どもたちが意見表明・参加できるよう支援します。	反映
13	第2部 各論 第2章 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 3 地域全体で子育てを支える環境づくり	48	子ども支援センターとのネットワーク化を進めていく、ということが記述されているが、ここで目指している「ネットワーク」とはどんなものか?	ご意見を踏まえ、わかりやすいようネットワークに関するイメージ図を追加しました。	反映
14	第2部 各論 第3章 健やかで心豊かな育ちへの支援 5 子どもの活動機会の充実	74	青森市における冬期間の「子ども支援」、「子育て支援」について、計画の中でポジティブな情報発信をして欲しい。 アンケート結果で、「雨の日や雪の日に遊べる場所がない→61.0%」(16頁、図表11)という回答が一番多かった。また、自由記述でも苦情や不満が沢山書かれていた。 現状はその通りだと思うが、それだからこそ、計画の中で冬期間の青森市でなければ体験できないポジティブなことを見つけて、アピールして欲しい。	ご意見を踏まえ、冬の遊び場について、下記のとおり取組を追加しました。 ◆市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市にとって、雪は貴重な地域資源であることから、冬を楽しむイベントの開催やウィンタースポーツの活性化を推進するほか、冬期間に子どもたちが安全に遊ぶことができる環境について検討します。	反映

【反映状況の定義】

- 「反映」……………記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」……計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」……計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」……………反映が困難なもの
- 「その他」……………上記以外のもの
- 「対象事項外」……施策の体系外への意見

(仮称) 青森市子ども総合計画 (素案) に対して提出されたご意見と市の考え方

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
15	第2部 各論 第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援 1 障がいのある子どもや家庭への支援	82	<ライフステージに応じた切れ目のない支援>の一つ目のポツですが、「発達障がいや情緒障がいなどの障がいのある子どもや家族のニーズ」という表現がありますが、「情緒障がい」という言葉は、青森市障がい者計画の中でも使っている表現ですか？ もし、計画で使っていないなら、ここで「情緒障がい」という表現を使ったのはどうしてでしょうか。違和感があります。	<p>現行の「青森市障がい者計画」に従ったものですが、学校教育法施行規則では、発達障がい（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）と情緒障がいを併記しており、本計画においても、障がいのある子どものニーズに応じた支援を行うことについての例示として、発達障がいと情緒障がいを併記したものです。</p>	-
16	第2部 各論 第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援 4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援	87	第4章の中で、83頁に4として「貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援」という項目を置き、「現状と課題」と「主な取組」について記述しているが、具体性に乏しく、現状や施策についての検討が足りないのではないかという印象を持ちました。	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>現状と課題 《子どもの貧困対策》 ○わが国の「子どもの貧困率[*]」は、近年上昇傾向にあり、平成24年の調査では16.3%、およそ6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされました。 ○このことを受け、国において、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定、平成26年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策大綱」を策定し、すべての子どもたちが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、重点施策として、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を掲げ、切れ目のない施策を進めています。 ○また、県においても、国の大綱に示された重点施策を柱として、具体的な施策を展開することとし、平成27年度中に「青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定することとしています。 ○本市における子どもの貧困の状況については、国が「子供の貧困対策大綱」において定めた指標では、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率が96.1%（国90.8%・県88.9%）、大学進学率が20.4%（国32.9%・県19.5%）、ひとり親家庭の親の就業率のうち母子家庭が87.2%（国80.6%・県90.7%）、父子家庭が89.7%（国91.3%・県95.1%）などとなっていますが、引き続き、子どもの貧困の実態の把握に努めていく必要があります。 ○子どもの貧困対策の推進にあたっては、第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な取組が実施されるよう配慮する必要があります。</p> <p>なお、取組については、実態把握等を含めて、今後実施する取組の中で課題等を把握し、国や県の取組を参考にしながら、市として必要な取組について検討していきます。</p>	反映

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見